

議会報

ふくっさ

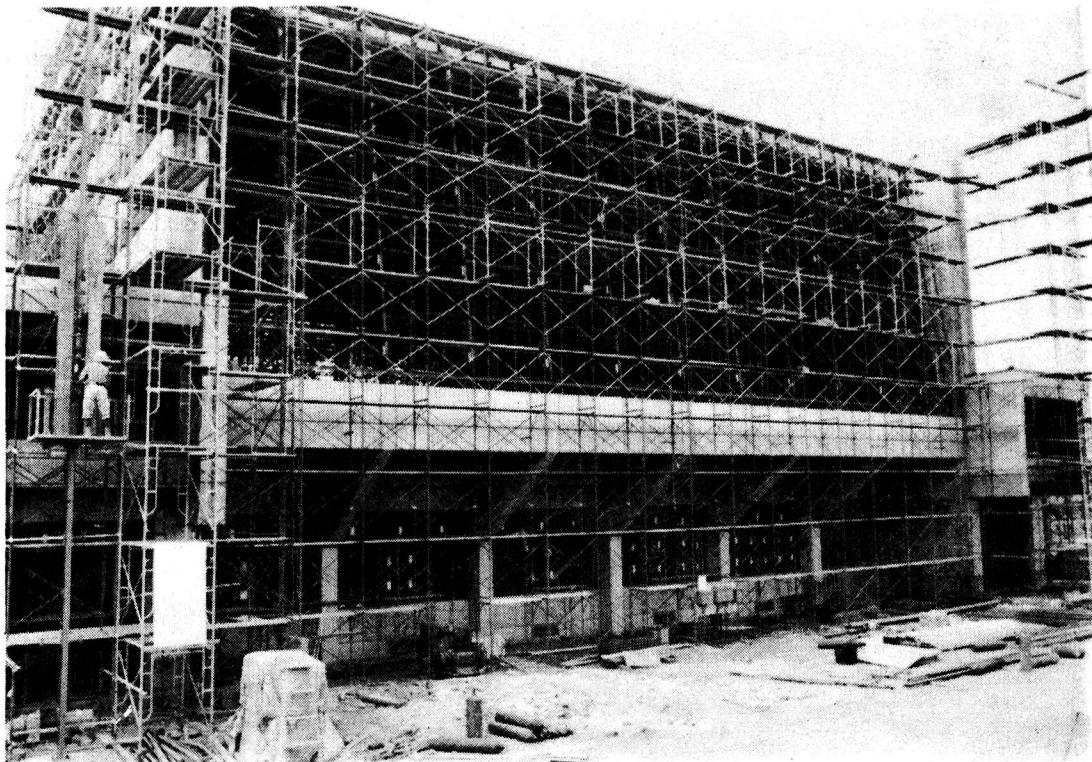
No.

11

昭和47年11月25日

福生市議会事務局

0425-51-1511(代)



完成まじかい市民体育館

提出議案と結果

第三回定期会

○福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

原案可決

○福生市老人福祉手当条例

原案可決

○昭和四十七年度福生市一般会計補正予算

(第三号) 原案可決

○昭和四十六年度福生市水道事業会計補正予算

(第一号) 原案可決

○昭和四十六年度福生市水道事業会計決算

認定について 原案可決

○東京自治会館組合の設立について

原案可決

○境界変更に関する申請について

原案可決

○町字区域の変更について

原案可決

○福生市教育委員会委員の任命同意について

原案可決

○衆議院議員の定数是正の要望に関する意見書

原案可決

第三回臨時会

- 福生市監査委員の選任同意について 原案同意
- 福生市農業委員会委員の推せんについて 原案同意
- 契約締結について（福生市立福生第六小学校増築第四期工事） 原案同意

第四回臨時会

- 福生市監査委員の選任同意について 原案同意
- 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について 原案同意

(収益的収入及び支出)

昭和四十六年度の福生市 水道事業会計決算を認定

収益的収入および支出の予算に対する決算の状況は、収益的収入

市内の六十五才以上の寝たきり老人に対して月額三千円の老人福祉手当を十月一日から支給するための福生市老人福祉手当条例が可決されました。この手当の支給要件は、市内に住民登録している六十五才以上の老人で寝たきりの状態が六ヶ月以上、または今後六ヶ月以上寝たきりの状態が続くと認められる老人です。所得の制限については、本人の

市内の六十五才以上の寝たきり老人に対して月額三千円の老人福祉手当を十月一日から支給するための福生市老人福祉手当条例が可決されました。この手当の支給要件は、市内に住民登録している六十五才以上の老人で寝たきりの状態が六ヶ月以上、または今後六ヶ月以上寝たきりの状態が続くと認められる老人です。所得の制限については、本人の

前年度の所得税が課税されていない人に一ヵ月につき三千円が毎年四月・八月・十二月の三回に分けて前月分までのものを支給されます。

これらのかたがたは市長に申請し受給資額の認定を受けることになっています。この審査においては、認定事務の簡素化について、多くの要望がありました。

第三回福生市議会定例会が、去る九月二十日から九月三十日までの十一日間にわたって開かれました。この定例会では、七名の議員により市政全般にわたる一般質問が行なわれました。つづいて市長提出議案十一件、議員提出議案一件、請願二件、陳情三件について審議されました。議会ではこれらの議案、請願などのうち福生市国民健康保険条例一部改正ほか条例一件、昭和四

十七年度福生市一般会計補正予算(第三号)ほか補正予算二件、昭和四十六年度福生市水道事業会計決算認定、請願、陳情をそれぞれの担当委員会に付託し第一日目を終りました。以後休会として付託された案件について各委員会を開き慎重審査を重ね最終日に委員会報告があり、それぞれ委員長の報告どおり可決、認定採択され、この会期中に結論の出なかつた案件を閉会中の繼續審査と決めて閉会しました。

第三回定例会

において三百十七万余円増収し、支出において八百六十四万余円の不用額を生じております。予定額より、はるかに多く本年度も一千三百三十五万余円の純利益を出して

(資本的収入及び支出)
収入予算額八千九百六十四万余円に対し、八千九百七十二万余円の収入で収入割合は一〇〇・〇九%となり前年度に対し〇・〇七%の増である。

資本的収入が資本的支出に対し不足する二千七百九十一万余円は、当年度損益勘定留保資金二千五百九十一万余円および建設改良積立金二百万余円で補てんしていります。

(決算監査のむすび)
決算諸表の処理は、法令の規定および一般に公正妥当と認められ

ている。また、人件費および諸経費の高騰も見逃せない要素となっています。

いうまでもなく独立採算方式の企業会計であるため、経営については常に分析検討し、長期的視野

にたって計画的運営、資金の効率的な運営、適正な財務管理等に留意し、経営指標による事業実態を把握し、特に経営努力が原動力となる事業の健全化を期せられたいとむすんでいます。

この審査にあたって議員より、総収益に対する、総費用の割合は現在は人件費などの節減をはかるなどしての経営努力により黒字となっているが、昭和五十年頃を境に赤字となるとのことであり、今後団地などの建設により都の分水が必要になると、この傾向は一層早くなると思われるでの事業の運営長期計画などについて十分留意されたいなどの要望があり、水道事業決算を認定しました。

昭和四十六年度の福生市
水道事業会計決算を認定

現は、当年度損益勘定留保資金二千五百九十一万余円および建設改良積立金二百万余円で補てんしていります。

前年度に引き続き黒字となり、年間総配水量は、年間総給水量が年間給水量とあります。

昭和四十七年三月をもって終了する事業年度の経営成績、財政状態が決算諸表に適正に表示され、企業の経営方針が順調であったことが認められた。

しかしながら最近水の需要が毎年増加の傾向をたどっているが、現状では給水量の伸びが激しい増加ではなく平均しての増加であるにもかかわらず水資源の確保、給水地域の拡大等による投資が経営成績に大きく影響する結果となつ

業務実績表

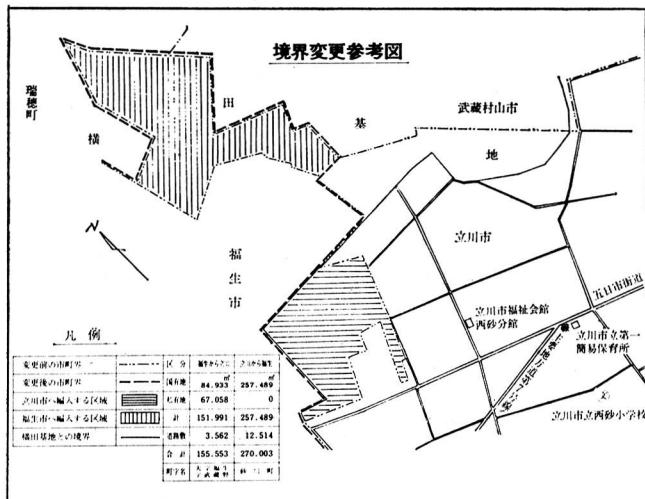
項目	昭和46年度	昭和45年度	すう勢比率(%)				備考	
			42年度	43年度	44年度	45年度		
総人口(人)	45,493	44,177	100.00	102.44	105.08	108.89	102.98	99.255
計画給水人口(人)	109,000	100,000	181.82	181.82	181.82	181.82	100.00	126,077
現在給水人口(人)	44,486	43,073	100.00	102.44	105.08	105.75	109.22	103.28
普及率(%)	97.5	97.5	/	/	/	/	100.00	88.70
給水戸数(戸)	12,741	12,234	100.00	104.43	109.54	113.94	118.66	104.14
給水栓数(栓)	12,741	12,234	100.00	104.43	109.54	113.94	118.66	104.14
配水量(m³)	4,044,841	3,734,762	100.00	107.78	119.53	119.73	129.67	108.309
給水量(m³)	3,607,255	3,281,741	100.00	106.10	116.91	126.36	138.89	109.927
有収水量率(%)	89.18	87.87	/	/	/	/	/	84.43
職員数(人)	28	29	100.00	112.12	106.06	87.88	84.85	96.55
内損益勘定(人)	23	24	100.00	100.00	96.67	80.00	76.67	95.83
調資本勘定(人)	5	5	100.00	233.33	200.00	166.67	166.67	100.00
1m³当り収益(円)	45.42	46.45	100.00	124.72	125.96	128.03	125.19	97.78
1m³当り費用(円)	41.72	39.80	100.00	111.60	115.51	113.68	119.17	104.82
1m³当り給水収益(円)	38.35	38.61	100.00	142.21	148.94	151.17	150.16	99.33
							30.00	給水量

國民健康保険に 外国人の加入範囲を拡大

福生市国民健康保険条例の一部が改正され、外国人が国民健康保険に加入できる範囲が拡大され被保険者とすることになりました。外国人の国民健康保険加入については、陳情書が提出され議会で審議されました。この外国人は外国人登録原票の

国籍が韓国および朝鮮、中国でこれらの人々の対象者は、現在約五百八十名です。このうちすでに国民健康保険に加入している方は百十人です。加入を希望する方々には、国民健康保険加入手続き、保険料などについて十分説明することになっています。

横田基地内と砂川地区を境界変更



昭和四十七年六月十七日付けて立川市砂川町の一部市民から陳情があり、長時間審査をつづけてきた行政区域の変更がこの成立し、上の図面のように昭和四十八年四月一日から境界変更したいとして東京都知事に申請するこ

衆議院議員の定数是正の 要望に関する意見書

国民意志を公平に反映する選挙制度については、時代に即応した内容とすべく根本的改善を検討しておるやに仄聞しております。

公職選挙法によれば、五年ごとの国勢調査結果に基づき人口数等を勘案して定数是正が実施されかかるべきにかかわらず、現況は昭和二十五年以来今日まで放置されている。このことによる不均衡は参政権の不平等となって現われ

ており、速かに是正されるべきであります。昭和四十七年九月二十日 東京都福生市議会 議長 末次性男

内閣総理大臣 沢田 あて

制度においては、時代に即応した内容とすべく根本的改善を検討しておるやに仄聞しております。公職選挙法によれば、五年ごとの国勢調査結果に基づき人口数等を勘案して定数是正が実施されかかるべきにかかわらず、現況は昭和二十五年以来今日まで放置されている。このことによる不均衡は参政権の不平等となって現われております。速かに是正されるべきであります。昭和四十七年九月二十日 東京都福生市議会 議長 末次性男

議会豆知識

今回の豆知識は、市議会議員の年金などについてお伺いします。

(問) 議員は二期(八年)くらい在職する恩給がたくさんもらえないと聞いていますがほんとうですか。

(答) 二期(八年)でなく三期(十二年)以上でないともえません。

そのも恩給ではなく年金で、これは地方公務員等共済組合法があり、その中に議員の分も含まれています。

(問) 二期(八年)でなく三期(十二年)以上でないともえません。それも恩給ではなく年金で、これは地方公務員等共済組合法があり、その中に議員の分も含まれています。

(答) 二期(八年)でなく三期(十二年)以上でないともえません。それも恩給ではなく年金で、これは地方公務員等共済組合法があり、その中に議員の分も含まれています。

(問) では、その額はいくらくらいなのですか。また、若くて議員をやめても三期以上ならもらえるのですよ。

(答) 以前は退職時の報酬を基準にして、その額が決められました。が今は、退職時前

の平均報酬額を基準にして額が決められ、福生市の場合今報酬が将来とも上らないと仮定して三期(十二年)在職議員が年額二十四万円となります。また、若年停止の規定があり満五十五才以上でないと支給されません。

(問) けつこう議員さんは優遇されますが、とんでもない、毎月個人が積立金をしていて、その分を返してもらうのと同じですよ。

(問) それでは、保険と同じもので掛金を取られているわけですか。

(答) そうです。現在六万円の報酬ですから法の定める算式により毎月五千四百円を納めているのです。

(問) 市民のほとんどの方は、いまの話をあまり知りませんで

した。そのほか三期未満などの場合にはどうなりますか。

(答) 戦前の恩給制度のように掛金がなくて支給されるようなものは特殊な場合(旧軍人等)を除いては、いまは総て年金制度となっているのです。

三期在職しないで退職したときは、一時金支給の制度があります。これも四十年六月からの実施でそれ以前に退職した方は掛け捨てでした。現在自分の掛け金総額に対する支給割合は三年から四年未満は百分の七十、四年から八年未満は百分の八、八年から十二年未満は百分の九十です。

また、遺族年金の制度もあり、これは本人のもらえる分の半額、遺族一時金は本人のもらえる分がそのままもらえます。

率も高まる一方である。

今後、地域住民の意志を国政の上に正しく反映させるためには、公職選挙法の精神にのっとり可急的速かに議員定数の増員をはかるべきであると考え強く要望する。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

農業委員会委員に

森田秀雄・村野弘・平井賢治の

三氏を議会推せん

農業委員会委員は、農業委員会に関する法律により、選挙以外の委員を選任することになっていましたが、このうち議会での推せん委員を二名とし議員提案により、つぎの三氏を委員として推せんし、同意されました。

○住所 福生市熊川七五一
氏名 森田秀雄氏 四十九才
○住所 福生市福生四一九
氏名 村野弘氏 五十四才
○住所 福生市熊川二八
氏名 平井賢治氏 四十六才

(第三回臨時会)

監査委員に

山下久吉氏を再任

福生市の監査委員の定数は、二名で市議会議員と知識経験者となっています。

このうち知識経験者の山下久吉氏が去る八月二十九日をもって任期満了となり、再び監査委員として選任したいとして提案され同意されました。

○住所 福生市志茂一六〇
氏名 山下久吉氏 五十五才

(第四回臨時会)

固定資産評価審査委員会

委員に磯村武夫氏再任

固定資産評価審査委員会の委員は、主として固定資産課税台帳に登録された事項についての不服を審査決定することを任務としています。

委員定数は三名で任期は三年、毎年一名づき任期がされることになっています。

○住所 福生市本町二
氏名 磯村武夫氏 六十六才

(第四回定期会)

教育委員会委員に

田村政一・町田倍二の両氏を再任

教育委員会委員は、五名となりますが、九月三十日をもって四年の任期が満了となつたため、再び選任したいとして提案され同意されました。

○住所 福生市福生一、一〇五
氏名 田村政一氏 六十二才
○住所 福生市福生九〇八
氏名 町田倍二氏 四十七才

(第三回定期会)

第六小学校増築

第四期工事に着手

第六小学校は、二カ

年にわたって施工する

ことになっていますが

この臨時会で六千七百

二十万円をもつて防音

併用工事を除き、鉄筋

コンクリート造り、陸

屋根三階建、床面積一

三一〇・五二平方メー

トルの普通教室六、特

別教室として図工室一

玄関、事務室、警備員

室、放送室、更衣室、

配緒室などで、工期四

年

（27日まで）立川横田基地

対策連絡協議会

八高線電車化期成促進同盟

会総会

議会運営委員会研修視察

(六頁から)
を立て、どのように折衝するか。

市長 市には何の通知もなかつた
このうわさを聞いて過日議員と共に
に防衛施設庁に行き局長に対し防
衛施設庁でしかるべきやられたい
とお願いし、その工事はぜひ配慮
されたいと正式の書類を長官あて
に提出した。

私の見通しとしては給水停止の
延期はできるものと考える。
延期はできるものと考える。

水道使用料メーターの 検針を正確にされたい

質問 最近各家庭の水道料金が多
くなったり、少なくなりたりして
いると不平を聞き、調べてみると
古い建物などは地下に埋まつてい
たり、メーター器が見当らない、
などの家庭があるよう見受けら
れ、これらについては推定料金を
請求するというふうにしているよ
うであるが、発見したときは改善
を通告するなどするよう取りはか
らうのが任務と思うがどうか

水道課長 メーター器の設置は、
初めは見やすい場所に設置するが
その後使用者により建物の増築、
土をもり上げるなどして埋もれ
しまうことがあり、調査によると
検針が困難なもの、あるいは検針
できないものが十九件ある。これ
らについては、本人と話し合いの
うえで各月を認定して請求し、一
定期に検針して精算する方法、

また隣りの家にメーター器があつ
たことで検針ができなかつた例も
ある。原則としては検針に基づき
使用料を算定すべきであるが、使
用条例により認定できない場合、
検針が不能の場合は、市長が認定
してもよろしいとなつており、や
むを得ずこの方法をとつた。

市長 市には何の通知もなかつた
このうわさを聞いて過日議員と共に
に防衛施設庁に行き局長に対し防
衛施設庁でしかるべきやられたい
とお願いし、その工事はぜひ配慮
されたいと正式の書類を長官あて
に提出した。

下の川に防護柵を

設置されたい

質問 下の川は基地排水を多
摩川に流しているが、全流域
にわたって蓋がされてなく、
防護柵も一部しか設置されて
いない。

今後公団住宅の建設や散歩
道などあり、特に危険な力所
所のあるところで、不幸な事
態が発生する前に一日も早く
防護柵を設置されたい。

都市計画課長 下の川の防護
柵は区画整理の区域に入る部
分がほとんどで、下の川沿い
に五〇六メートル幅員の区画
道路を造る計画があり、これがで
き上がり次第防護柵をつくる予定
である。

第五小学校と学童保育所敷地内
は教育委員会、福祉事務所と協議
し、何らかの応急処置をしておか
なければならぬと考へる。

横田基地内の都合地返還

要求に対する市長の考え方

質問 美濃部都知事は、四月に横
田基地を視察し、司令官と会見し
て、知事の使命は東京に平和をも
たらすことと戦争と関係をもつこ
とはなんとしても避けるべきであ
ると申し入れ、基地に提供してい
る都有地三万三千七百八平方メー
トルの賃貸契約の使用許可更新に
ついては応じない方針で、都

は八月五日都有地明け渡し請
求を防衛施設庁に提出した。
これが成功するかどうかは
都民の支持と基地周辺の自治
体のとの態度によって左右さ
れると思うが都と歩調を合わ
せて行く考えがあるか

市長 私は責任者として、だ
れよりも基地問題は関心を持
ち心配している。市長の任務として、市の秩
序を保持することが大き
きな責任であり、簡単
に基地反対に踏み切れ
るものではない。

わが福生市の財政力
などから勘案して、ま
ず市民の利益と平和を守る
ことが先決である。市民に

予算もたいへん少額であるが他市
の方針と信念があるのか。

市長 現在の情勢においては、社
会教育は一番大事であろうと思
う。これで社会教育に対する確固た
る方針と信念があるのか。

質問 当市の都市構造は先輩諸氏
のご努力により、りっぱな成果を
あげているところであるが、交通
機関を利用しないと緑や、自然の
中で歩くことができないものにな
ってしまつては困る。

自然保護運動を考えてみると
と、わが郷土は西から東へ多摩川
と玉川上水が流れている。緑の保
護と合わせて、この附近に遊歩道
をつくつたらどうか、その他の地
域にも自然を生かせる場所が多く
ある。

市長 早く何とかしなければなら
ないとのご提案ごもつともである

実は東京都の建設局公園課におい
て、玉川上水の両側に遊歩道をつ
ける計画がある。

また、区画整理がかなり終りま
したら、自動車の通らない自転車
道、遊歩道を区画整理地区に設け
たい。さらに熊川地区のはげの樹
木もぜひ保存させてもらいたい、
これは東京都の「自然保護と回復

と比較して普通程度となつてい
る。

増員についても重きをおいて、
かなければと考え、社会教育担当
職員を計算に入れて募集をして行
く。

自然保護と遊歩道につい ての構想の必要性をうつ たえる

質問 美濃部都知事は、四月に横
田基地を視察し、司令官と会見し
て、知事の使命は東京に平和をも
たらすことと戦争と関係をもつこ
とはなんとしても避けるべきであ
ると申し入れ、基地に提供してい
る都有地三万三千七百八平方メー
トルの賃貸契約の使用許可更新に
ついては応じない方針で、都

は八月五日都有地明け渡し請
求を防衛施設庁に提出した。
これが成功するかどうかは
都民の支持と基地周辺の自治
体のとの態度によって左右さ
れると思うが都と歩調を合わ
せて行く考えがあるか

市長 私は責任者として、だ
れよりも基地問題は関心を持
ち心配している。市長の任務として、市の秩
序を保持することが大き
きな責任であり、簡単
に基地反対に踏み切れ
るものではない。

わが福生市の財政力
などから勘案して、ま
ず市民の利益と平和を守る
ことが先決である。市民に

予算もたいへん少額であるが他市
の方針と信念があるのか。

市長 現在の情勢においては、社
会教育は一番大事であろうと思
う。これで社会教育に対する確固た
る方針と信念があるのか。

（八頁へつづく）

